令和６年度第１回

大和郡山市地域公共交通運賃等協議会　次第

日時：令和７年３月２８日（金）
午前１１時００分～(連絡協議会後)
場所：大和郡山市役所　４階 大会議室

１．開会・挨拶

２．議　題

(1) コミュニティバスの運賃改定（案）について　・・・資料１
(2) 協議が整ったことの証明書（案）について　・・・資料２

３．その他

４．閉　会

＜配付資料＞
会議次第、出席者名簿、座席表、資料１、２

大和郡山市地域公共交通運賃等協議会委員名簿

令和７年３月２８日（金）１１時～（連絡協議会後）

大和郡山市役所４階　大会議室

所 属 団 体 名	役　　職	委員氏名	出欠	代理出席者職	代理出席者氏名
大和郡山市	市長	上田　　清	出		
大和郡山市自治連合会	会長	植村　俊博	出		
大和郡山市平和地区自治連合会	会長	喜多　康雄	出		
大和郡山市治道地区自治連合会	会長	矢邊　滋之	出		
奈良交通株式会社	乗合事業部 統括部長	大西　秀樹	代	乗合事業部次長	松石　康志
近畿運輸局奈良運輸支局	支局長	本田　泰彦	欠		

（ 事 務 局 ）

大和郡山市 総務部	部長	百嶋　芳一
大和郡山市 総務部 交通防犯対策課	課長	上谷　正博
〃	係長	源田　和弘

大和郡山市地域公共交通運賃等協議会　座席表

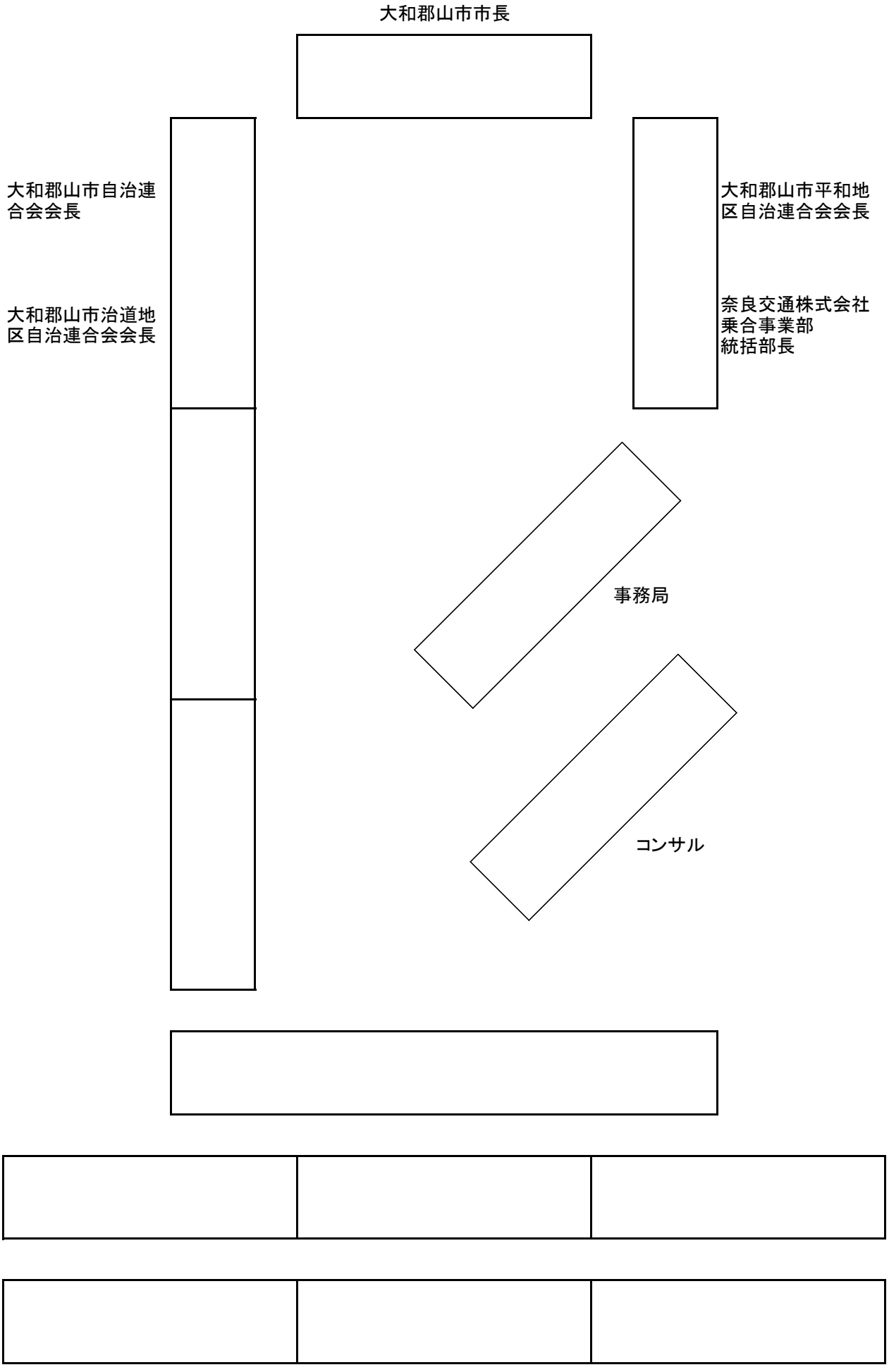

（資料１）

議題第１号

コミュニティバスの運賃改定（案）について

このことについて、民間事業者の料金との格差解消、収支率の改善等による持続可能な施策への転換のため、以下のとおり、当市コミュニティバス運賃の改定を行うものです。

運賃改定日：令和８年４月１日

運賃表（金額は１人１乗車あたりの金額）

運賃区分	現行	改定後
通常	100 円	200 円
小学生	50 円	100 円
障害者※1および介助者※2	無料	100 円
未就学児	無料	無料

※１　身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの所持者
※２　第１種障害者または精神障害１級の方の介助者（1 名につき１名まで）

（経緯および補足）

コミュニティバスの運賃は、平成 15 年の運行開始以来、現行運賃を維持し続けてきました。しかしながら、特にコロナ禍前と比べて利用者が回復せず、昨今の 2024 年問題や少子高齢化を起因とする運転者不足による人件費の増加や燃料費の高騰により、運行にかかる経費は増大し続けており、加えて、民業圧迫の回避から民間の路線バス運賃の値上げに比べ、過度な運賃格差とならないよう運賃改定に至ったものです。

運賃改定にあたって、当市コミュニティバスは関係者の協議に基づいて決定する協議運賃(道路運送法第９条第４項)で運用しており、今回の運賃改定についても同様に協議のうえ決定するものですが、事前に住民や利用者、その他利害関係者などの意見を反映するために必要な措置をとることとされており(同条第５項)、その内容については別紙にまとめています。

別紙（議題第１号関係）

１．意見聴取の実施方法

【対象＝住民、利用者】

・市広報紙「つながり」１月 10 日号に、①運賃改定を予定している旨と、②意見募集している旨を掲載後、市ホームページにて、運賃改定の詳細と、意見募集フォームを作成※。
※意見募集はフォームのほか、郵送、メール等でも受付した。

・令和７年１月１４日に開催された自治連合会常任委員会、また、希望される自治会役員会、その他各種団体、イベント等へも出席し、説明を行った。

【対象＝利害関係者】

大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会において運賃改定（案）を提示し、民間公共交通事業者の意見を募った。また、民間公共交通事業者から数回に及ぶヒアリングを行った。

２．意見の総括

①市民意見（市 HP）

全件数	8	⇒	市内	8	市外	0
コミュバス利用有無		⇒	有	5	無	3

通常運賃について

賛成・やむ無し	5
反対	3

（意見抜粋）

・今回はやむを得ないが今後の値上げはやめてほしい
・値上げがあっても利用せざるを得ない人はいると思う
・値上げではなく便数減とかで調整するべき
・外出機会の減少から福祉関係の支出増加につながるのではないか。
・値上げはやむを得ないが、いきなり倍額ではなく段階を踏んでもよかったのでは。

障害者運賃について

賛成・やむ無し	1
反対	1
立場不明	6

←意見なし＝4名、賛否不明または運賃以外の意見2名

（意見抜粋）

・障害者に対する割引制度は今後も必要　※改定することへの賛否は不明
・親のいない障害者などにとって100円は貴重。現状のまま無料が好ましい。
・通常運賃の半額で妥当と考える。

※運賃以外の意見

・土日の運行や、運行間隔の均一化をしてほしい
・さんてでの乳幼児健診や、高齢者向けのイベントなどに合わせたダイヤを。
・交通手段の値上げではなく、出かけた先のイベントや娯楽活動の参加料などを取って財政を保たせるべき
・コミュバスがない地域のためタクシーチケットが欲しい
※満願寺町の方。10月からデマンドタクシーを予定している。

②事業者意見（協議会での発言及びヒアリング）

事前に、民間公共交通事業者からは、「市がやるからといって民間より安くする必要はない」、「市があまり安くしすぎると民間公共交通を誰も利用しなくなる」、「同額ではいけないのか」などの意見があり、民間料金との均衡を図ることについては、概ね賛成の意見を得られたものと考えております。

（資料２）

議題第２号

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書（案）

令和 7 年 3 月 28 日に開催した大和郡山市地域公共交通運賃等協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

■協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法　※いずれも１人１乗車当り

・大人（中学生以上）：200 円
・小児（小学生）：100 円
・障害者※1 および介助者※2：100 円
・未就学児（小学生未満）：無料

※1　身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかの所持者
※2　第１種障害者または精神障害１級の方の介助者（１名につき１名まで）

■運賃を適用する路線又は営業区域

大和郡山市コミュニティバス全線（元気城下町号、元気平和号、元気治道号）

■適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和 8 年 4 月 1 日から実施

■運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

奈良交通株式会社

令和 7 年 3 月 28 日

大和郡山市地域公共交通運賃等協議会
会長 上田　清